

茨木市環境管理推進組織設置要綱

(趣旨)

第1 茨木市環境基本条例（平成15年茨木市条例第27号）第16条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するため、茨木市環境管理推進組織を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 茨木市環境管理推進組織は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) エコオフィスプランいばらき（環境保全に向けた率先実行計画）（平成12年3月策定）に係る施策の総合的推進に関すること。
- (2) その他環境に係る施策に関し必要な事項

(茨木市環境管理推進組織の構成)

第3 茨木市環境管理推進組織は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 環境管理責任者
- (2) 環境推進部会長
- (3) エコオフィスプラン実行責任者
- (4) エコオフィス推進員

(環境管理責任者)

第4 エコオフィスプランいばらき（環境保全に向けた率先実行計画）を推進するため、環境管理責任者を置く。

2 環境管理責任者は、産業環境部担当副市長の職にある者をもって充てる。

3 環境管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) エコオフィスプランいばらき（環境保全に向けた率先実行計画）の推進に関すること。
- (2) 中期目標及び年次目標をはじめとするPDCAサイクルの運用状況を確認し、必要に応じ改善すること。
- (3) PDCAサイクルの確立、運用、維持及び管理に関し必要な事項を分科会に検討させ、又は環境推進部会長に指示し、その結果の報告を受けること。
- (4) その他PDCAサイクルの確立、運用、維持及び管理に必要な業務

(環境推進部会長)

第5 PDCAサイクルを円滑に推進するため、別表第1に掲げる部会を設置し、環境推進部会長を置く。

2 環境推進部会長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 別表第2に掲げる行政委員会の事務局等については、同表に定める部会に属する。

4 環境推進部会長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 部会のPDCAサイクルの運用状況を実施責任者として総括すること。
- (2) 環境管理責任者の指示を受けて、自ら又はエコオフィスプラン実行責任者若しくは所属長に命じ、部会のPDCAサイクルの確立、運用、維持及び管理に関し必要な事項を処理し、その結果を環境管理責任者に報告すること。

- (3) 環境管理責任者の指示により、P D C Aサイクルに沿った適正な事務事業の執行に努めるとともに、中期目標及び年次目標からの逸脱を防止すること。
- (4) 環境推進部会長による確認（環境推進部会長による部会内における環境活動の総括評価のことをいう。）を実施し、必要に応じてP D C Aサイクルの改善指示を行うこと。
- (5) その他P D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に必要な業務
（エコオフィスプラン実行責任者）

第6 エコオフィスプラン実行責任者は、環境推進部会長が当該部会に属する所属長のうちから指名する。

2 エコオフィスプラン実行責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境推進部会長を補佐すること。
- (2) 環境推進部会長の指示を受けて、自ら又は所属長に命じ、部会のP D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に関し必要な事項を処理し、その結果を環境推進部会長に報告すること。
- (3) 環境推進部会長の指示により、P D C Aサイクルに沿った適正な事務事業の執行に努めるとともに、中期目標及び年次目標からの逸脱を防止すること。
- (4) その他P D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に必要な業務
（所属長）

第7 所属長は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 所属長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境推進部会長又はエコオフィスプラン実行責任者の指示を受けて、所属のP D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に関し必要な事項を処理し、その結果を当該指示をした者に報告すること。
- (2) 環境推進部会長又はエコオフィスプラン実行責任者の指示により、P D C Aサイクルに沿った適正な事務事業の執行に努めるとともに、中期目標及び年次目標からの逸脱を防止すること。
- (3) その他P D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に必要な業務
（エコオフィス推進員）

第8 所属長の下にエコオフィス推進員を置く。

2 エコオフィス推進員は、所属長が所管する職員のうちから、所属長が推薦する者をもって充てる。

3 エコオフィス推進員は、所属長の指示によりP D C Aサイクルの確立、運用、維持及び管理に必要な事項を処理する。
（環境管理事務局）

第9 環境管理推進組織に関する庶務及びP D C Aサイクル全般に関して必要な事務的事項を処理するため、産業環境部に環境管理事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、産業環境部環境政策課の職員で構成する。

3 事務局は、環境政策課長が統括する。
（職員）

第10 職員は、市の環境管理推進に主体的に参加し、すべての事務事業の環境配慮に資する取組を推進するものとする。

(分科会の設置)

第11 環境管理責任者が環境管理の効果的な推進を図るため必要と認めたときは、分科会を設置することができる。

2 分科会は、環境管理責任者が指名した職員をもって組織する。

3 分科会に座長及び副座長を置き、環境管理責任者が指名する。

4 分科会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 分科会の庶務は、分科会座長が所属する部等において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、茨木市環境管理推進組織について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月3日から実施する。

(茨木市環境計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 茨木市環境計画推進委員会設置要綱（平成11年7月28日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から実施する。

別表第 1

部 会	環境推進部会長
議会事務局部会	議会事務局長
総務部会	総務部長
企画財政部会	企画財政部長
市民文化部会	市民文化部長
福祉部会	福祉部長
健康医療部会	健康医療部長
こども育成部会	こども育成部長
産業環境部会	産業環境部長
都市整備部会	都市整備部長
建設部会	建設部長
消防本部部会	消防長
水道部会	水道部長
教育総務部会	教育委員会教育総務部長
学校教育部会	教育委員会学校教育部長

別表第 2

行政委員会の事務局等	部 会
会計室 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査委員事務局	総務部会
農業委員会事務局	産業環境部会

別表第 3

市議会事務局	総務課長 議事課長
総務部	総務課長 危機管理課長 秘書課長 人事課長 法務 コンプライアンス課長 市民税課長 資産税課長 収 納課長
企画財政部	政策企画課長 財政課長 財産活用課長 契約検査課 長 D X 推進チーム長 情報システム課長 まち魅力 発信課長
市民文化部	地域コミュニティ課長 共創推進課長 市民生活相談 課長 文化振興課長 スポーツ推進課長 市民課長 人権・男女共生課長
福祉部	地域福祉課長 福祉総合相談課長 生活福祉課長 障 害福祉課長 福祉指導監査課長
健康医療部	医療政策課長 健康づくり課長 長寿介護課長 保険 年金課長
こども育成部	こども政策課長 子育て支援課長 発達支援課長 保 育幼稚園総務課長 保育幼稚園事業課長 学童保育課 長
産業環境部	商工労政課長 農林課長 環境政策課長 資源循環課 長 環境事業課長
都市整備部	都市政策課長 居住政策課長 審査指導課長 建築調 整課長 北部整備推進課長 市街地新生課長 用地課 長
建設部	建設管理課長 交通政策課長 道路課長 建築課長 公園緑地課長 下水道総務課長 下水道施設課長
会計室	会計室長
消防本部	総務課長 警備課長 予防課長 警防課長 救急管理 課長
水道部	総務課長 営業課長 工務課長 浄水課長

教育委員会 事務局	教育総務部	教育政策課長 学務課長 施設課長 社会教育振興課長 歴史文化財課長 中央図書館長
	学校教育部	学校教育推進課長 教職員課長 教育センター所長
選挙管理委員会事務局		事務局長
公平委員会事務局		事務局長
監査委員事務局		事務局長
農業委員会事務局		事務局長